

第 2 期  
特定健康診査等実施計画

トヨタ販売連合健康保険組合

平成 25 年 3 月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

平成 20 年に、このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健保組合の現状

当健保組合は、トヨタ自動車㈱の製造販売する自動車・部品・住宅等の販売やトヨタ自動車㈱に関係のあるサービス等にかかわる事業所が加入している健保組合である。

平成 25 年 1 月 1 日時点での事業所数は 135 社、全国に点在しており、関東地方 4 割、中部地方 3 割、関西地方 1 割、その他 2 割となっている。

加入事業所は、被保険者数が 1,000 人以上の事業所が 11 事業所、300 人～999 人が 25 社、100 人～299 人が 43 社、100 人未満が 56 社で、1 事業所あたりの平均被保険者数は、約 300 人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 40.1 歳で、男性が全体の 8 割を占める。

健康診断については、契約した医療機関（全国 46 都道府県で 432 機関）で受診が可能である。

平成 23 年度中に当健保組合が健診費用補助した人数は、人間ドックで 12,600 人、すこやか健診で 10,400 人、共同定期健診で 6,220 人、巡回健診で 1,040 人、特定健診で 80 人の計 30,340 人（内訳：被保険者 24,540 人、被扶養者 5,800 人）。

第1期計画期間における当健保組合の実施率と取り組み

特定健康診査は、被保険者は、平成20年度の実施率94.5%であった。その後、健診未受診者の結果確認と提出依頼をすることで、平成24年度は97.9%まで高まった。被扶養者は、平成20年度の実施率45.5%であった。その後、健診の案内文書の送付回数を年々増やし、平成24年度は49.8%まで高まった。平成24年度の特定健康診査の全体実施率は82.3%となり、国の参酌標準78.0%は達成できる見込みである。

また、特定保健指導は、新たな取り組みであることから、平成20年度から問題なくスタートできるよう、平成19年度より、各事業所へ特定保健指導の理解活動を行った。プログラムの内容や事業所での展開方法などの説明を行い、平成20年度の実施率は39.0%となった。その後も、事業所ごとに個別に、展開方法や実施時期を説明するなどの対応をして、未実施の事業所や実施率低い事業所の改善を図った。また、当組合は、原則対象者全員実施で展開をした。平成24年度は実施率75.8%となり、国の参酌標準45.0%は達成できる見込みである。

(目標)

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準 (24年度)
特定健康診査	被保険者	実施者数(人)	23,066	23,864	24,548	25,099	25,489	—
		実施率(%)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	—
	被扶養者	実施者数(人)	4,836	5,191	5,513	5,685	5,716	—
		実施率(%)	39.0	41.0	43.0	44.0	44.0	—
	被保険者 + 被扶養者	実施者数(人)	27,902	29,055	30,061	30,784	31,205	—
		実施率(%)	76.0	77.0	78.0	78.0	78.0	78.0
特定保健指導	被保険者 + 被扶養者	実施者数(人)	1,160	2,410	2,880	3,360	3,830	—
		実施率(%)	15.0	30.0	35.0	40.0	45.0	45.0

(実績)

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 見込	国の参酌標準 (24年度)
特定健康診査	被保険者	実施者数(人)	23,106	24,251	25,344	26,020	26,040	—
		実施率(%)	94.5	95.6	96.7	97.9	97.9	—
	被扶養者	実施者数(人)	5,624	5,702	5,554	5,587	6,295	—
		実施率(%)	45.5	45.8	43.8	44.2	49.8	—
	被保険者 + 被扶養者	実施者数(人)	28,730	29,953	30,898	31,607	32,335	—
		実施率(%)	78.9	79.6	79.5	80.4	82.3	78.0
特定保健指導	被保険者 + 被扶養者	実施者数(人)	2,637	3,341	4,505	4,621	4,472	—
		実施率(%)	39.8	51.2	67.7	71.2	75.8	45.0

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から、健保組合が行ってきた人間ドック・すこやか健診補助制度をもとに、当健保組合と事業主が共同で実施する共同定期健診を契約健診機関で行う。

事業者のみで健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。

保健指導は、当健保組合が契約した保健指導専門機関及び健診機関に委託して行う。

### 3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 第2期計画期間における達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

目標：平成29年度に、国の参酌標準である実施率90%を達成する。

被保険者：98%（現状通り）

被扶養者：74%（現状の50%から24%増やす）

取組：被保険者の実施率の維持と、被扶養者の実施率の増加を図る。

理由：被保険者の実施率は98%と高く、これ以上の伸びが見込めないため、現状維持とする。

実施率低い被扶養者を74%に上げることで、平成29年度に国の参酌標準を達成するため。

#### 平成25年度以降の実施率目標

(%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	98	98	98	98	98	—
被扶養者	54	59	64	69	74	—
被保険者+被扶養者	84	85.5	87	88.5	90	90

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

目標：平成29年度に、国の参酌標準である実施率60%を達成する。

取組：平成24年度の実施率を維持する。

理由：当健保組合の実施率は、平成24年度で76%の見込みであり、第2期の国の参酌標準60%は達成済であるため。

#### 平成25年度以降の実施率目標

(%)

(被保険者+被扶養者)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
35歳以上対象者（人）	41,500	41,900	42,100	42,400	42,500	—
特定保健指導対象者数 （推計）	6,160	6,290	6,390	6,510	6,620	—
実施率	76	76	76	76	76	60
実施者数（人）	4,680	4,780	4,860	4,950	5,030	—

### 3 特定特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備軍の減少率を25%（国の参酌標準）とする。

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ① 特定健康診査

被保険者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者数（推計値）	41,440	41,440	41,440	41,440	41,440
35歳以上対象者	28,200	28,600	28,900	29,300	29,600
目標実施率（％）	98	98	98	98	98
目標実施者数	27,640	28,030	28,320	28,710	29,010

被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者数（推計値）	43,270	43,270	43,270	43,270	43,270
35歳以上対象者	13,300	13,300	13,200	13,100	12,900
目標実施率（％）	54	59	64	69	74
目標実施者数	7,180	7,850	8,450	9,040	9,550

被保険者＋被扶養者

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者数（推計値）	84,710	84,710	84,710	84,710	84,710
35歳以上対象者	41,500	41,900	42,100	42,400	42,500
目標実施率（％）	84	85.5	87	88.5	90
目標実施者数	34,820	35,880	36,770	37,750	38,560

#### ② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
35歳以上対象者	41,500	41,900	42,100	42,400	42,500
積極的支援対象者	4,070	4,140	4,200	4,270	4,330
目標実施率（％）	76	76	76	76	76
目標実施者数	3,090	3,150	3,190	3,250	3,290
動機付け支援対象者	2,090	2,150	2,190	2,240	2,290
目標実施率（％）	76	76	76	76	76
目標実施者数	1,590	1,630	1,670	1,700	1,470
保健指導対象者計	6,160	6,290	6,390	6,510	6,620
目標実施率（％）	76	76	76	76	76
目標実施者数	4,680	4,780	4,860	4,950	5,030

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、当組合と個別契約及び集合契約を行う健診機関等に委託する。

特定保健指導は、保健指導を行える保健指導専門機関及び健診機関に委託する。

#### (2) 実施項目

実施項目は、個別契約では、原則として標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目にがん健診等を追加した人間ドック・すこやか健診・巡回健診の契約項目とする。

集合契約では、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### (4) 委託の有無

##### ア 特定健康診査

人間ドック・すこやか健診・共同定期健診・巡回健診は、全国の主な地域で受診できる様に健診機関と個別契約を行う。また、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

##### イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方に基づき委託契約を行った保健指導専門機関や健診機関にアウトソーシングする。

#### (5) 受診方法

##### ア 特定健康診査

原則として、人間ドック・すこやか健診・共同定期健診・巡回健診の受診を希望する日時を予約申し込みしたうえで、健診を受診する。その他の場合は、被扶養者が、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

健診の実施項目・窓口負担額は、別紙のとおりとする。

ただし、契約した実施項目以外を受診した場合、その費用は個人負担とする。

##### イ 特定保健指導

特定保健指導は、委託契約先より受ける。

費用は、全額当健保組合の負担とする。

#### (6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

#### (7) 特定健康診査・特定保健指導データの受領方法

特定健康診査のデータは、契約健診機関から直接又は代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

#### (8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、全員に案内し、希望者から実施する。

### IV 個人情報の保護

当健保組合は、トヨタ販売連合健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

### V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当健保組合機関誌やホームページに掲載し、本計画の公表・周知を行う。

### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

毎年評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には、見直すこととする。

人間ドック・すこやか健診などの検査項目

	検査項目	日帰り 人間ドック	すこやか健診 (共同定期健診)	巡回健診	特定健診	労働安全衛生法に基づく定期健診
診察	問診	●	●	●	●	●
	身長	●	●	●	●	□
	体重	●	●	●	●	●
	BMI・肥満度・標準体重	●	●	●	●	●
	腹囲	●	●	●	●	■
	理学的所見(身体診察)	●	●	●	●	●
	血圧	●	●	●	●	●
	視力	●	●	●		●
	聴力	●	●	●		●
心電図 眼底圧	心電図	●	●	●	□	■
	眼底検査	●			□	
	眼圧検査	●				
X線 他	胸部X線	●(直接2方向)	●(直接正面)	●(直接正面)		●
	喀痰検査					□
	胃部X線	●	●※2	●(間接)		
	腹部超音波	●(5臓器)				
生化学	総蛋白	●	●	●		
	A/G比	●	●			
	アルブミン	●	●	●		
	クレアチニン	●	●	●		
	尿酸	●	●	●		
	総コレステロール	●	●	●		
	中性脂肪	●	●	●	●	■
	HDLコレステロール	●	●	●	●	■
	LDLコレステロール	●	●	●	●	■
	総ビリルビン	●※	●	●		
	尿ビリルビン	●※				
	GOT	●	●	●	●	■
	GPT	●	●	●	●	■
	r-GTP	●	●	●	●	■
	AL-P	●				
血糖(空腹時)	●	●	●	●※	■※	
HbA1c	●	●	●	●※	■※	
血液学	赤血球	●	●	●	□	■
	白血球	●	●	●		
	血色素	●	●	●	□	■
	ヘマトクリット	●	●	●	□	
	血小板数	●	●	●		
	MCV・MCH・MCHC	●	●	●		
血清学	CRP	●				
	血液型(ABO)・(Rh)	●				
	RPR	●※				
	TPHA	●※				
	HBs抗原	●	●	●		
尿	蛋白半定量	●	●	●	●	●
	尿糖	●	●	●	●	□
	沈査	●				
	潜血	●	●	●	□	
	比重	●				
	PH	●				
便	潜血	●(2回法)	●	●(2回法)		

■:35歳及び40歳以上の方については必須、それ以外の方については医師の判断に基づき選択的に実施する項目

□:医師の判断に基づき選択的に実施する項目

※:いずれかの項目の実施でも可 ※2共同定期健診は、間接またはベプシノーゲン検査

項目・費用はあくまで目安であり、地域、医療機関、受診人数、受診方法、受診日時などにより異なる。

事業主・受診者負担

(円)

	日帰り 人間ドック	すこやか健診 (共同定期健診)	巡回健診	特定健診
事業主・被保険者	5割(節目2割)	3.5割	—	—
被扶養者・任意継続被保険者(男性)	19,800(節目8,000)	8,000	—	0
被扶養者・任意継続被保険者(女性)	19,800(節目8,000)	8,000	8,000	0